

大阪市保育人材確保対策貸付事業申し込みについて
(未就学児を持つ保育士の子ども預かり支援事業)

1 制度概要

大阪市内の保育所等で従事する保育士資格を持つ保育士の離職防止にむけた環境を整備し、保育人材の確保を図ることを目的として未就学児を持つ保育士の子ども預かり支援事業の利用料の一部を貸し付けます。

*「預かり支援事業」とはファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業、保育所等の延長保育等を言います。

2 貸付対象者

貸付対象者は以下のいずれの要件も満たす保育士とします。

① 未就学児を持つ保育士であって、平成29年4月1日以降に新たに大阪市内の保育所等で保育士として、週20時間以上の勤務を行うこと

*「保育所等」とは次のi、ii、iiiをいう。

- i 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園。
ただし、大阪市立児童福祉施設条例別表第1に掲げる施設のうち、大阪市立保育所運營業務委託契約に基づき運営を委託している保育所を除いた保育所は対象外とする。
- ii 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」
- iii 児童福祉法第6条の3第10項(ただし小規模保育C型を除く)及び第12項に規定する事業であって、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けた者

② その保育士の子どもが保育所等を利用していること

③ 保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

3 貸付内容

・貸付額 利用料金の半額(年間123,000円を上限とする。)

*預かり支援事業を利用する未就学児が2人以上いる場合は、利用料金の合計額の半額が対象となります。

・貸付期間 未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間

ただし、勤務を開始した日から起算して最長2年間を限度とします。

- ・ 利子 無利子
- ・ 交付 原則として1年分の貸付金を年2回までの分割により指定口座に交付します。
- ・ 貸付回数 1人1回限り
- ・ 貸付方法 契約の期間は、勤務開始日から最長2年間としますが、1年毎に実績報告書を提出していただき、貸付金の精算をします。

4 連帯保証人

貸付けには、連帯保証人が1名必要です。

連帯保証人は貸付を受けた者と連帯して債務を負担します。

連帯保証人は、申請者と独立した生計を営む保証能力の確実な成年者でなければなりません。

具体的には次の①から④の条件を充たす必要があります。

- ① 独立した生計を営んでいること
- ② 貸付申請時の年齢が65歳未満であること
- ③ 住民税が課税される程度の安定した収入があること
- ④ 原則として連帯保証人は、他の大阪市保育人材確保対策貸付事業の連帯保証人となっていないこと

* 「保育料一部貸付事業」と「潜在保育士就職支援事業」を同時に申込みしている場合には、連帯保証人となることができます。

5 返還免除（様式第18-3号）

- ① 大阪市内の保育所等において、週20時間以上2年間引き続き児童の保護等の業務に従事したとき。
- ② ①で定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

6 返還猶予（様式第19-3号）

以下のいずれかに該当し継続しているとき、返還の猶予が可能となります。

- ① 週20時間未満の勤務に変更し、大阪市内の保育所等において児童の保護等の業務に従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由のあるとき

7 返還

・大阪市内の保育所等を退職、疾病その他の理由により勤務を継続する見込みがなくなったとみとめられるときなど返還猶予事由のいずれも該当しない場合は、返還となります。

＊借受人が退職、休職、復職、死亡したときには、借受人又は連帯保証人は速やかになみはや福祉会まで届け出てください。

・返還期間 返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月から貸付を受けた期間の相当する期間の2倍の期間内に、貸付を受けた金額を月額又は半年賦の均等払い方式により返還しなければなりません。

＊一括返還や繰り上げ返還も可能です。返還明細書（様式第20-3号）を提出いただき、なみはや福祉会がそれをもとに返還方法を審査、決定します。

・延滞利子 返還期間内に返還されない場合、延滞日数に応じ、延滞元金に対し5%の延滞利子を徴収します。

[申請に必要な書類]

申込者は、以下の書類を整えて、勤務先の保育所等に提出してください。

- ①貸付申請書（様式第1-3号）
- ②業務従事証明書（雇用契約書の写し添付）（様式第2号）
- ③保育所等における勤務の時間帯が記載された書類
（②で勤務時間帯が明らかな場合は不要）
- ④申請者及び連帯保証人の住民票の写し（コピー不可）
＊ただし、申請者の住民票の写しについては、家族全員のもの
＊発行から3カ月以内かつ個人番号（マイナンバー）記載なしのもの
（コピーは不可）
- ⑤申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書
＊発行から3カ月以内のもの
- ⑥子どもの預かり支援に関する事業の利用時間帯及び料金、事業を利用している事実が確認できる書類
＊遡って、すでに支出した利用料金の貸付けを受ける場合には、利用料金が確認できる領収書等の書類を添付してください。
- ⑦保育士証の写し
- ⑧連帯保証人の所得・課税証明書 ＊最新の所得に対応するもの
- ⑨保育所等の入所の事実がわかる書類
- ⑩大阪市保育人材確保対策貸付事業における個人情報の取扱いについての同意文書（様式第25号）

勤務先の保育所等は、業務従事証明書の施設証明欄に証明し、雇用契約書の写しを添付し、申請書類を社会福祉法人なみはや福祉会に提出してください。

[申請から貸付金支給までの流れ]

借受人が申請書（様式第1－3号）を作成、添付書類を準備します。



勤務先を通じてなみはや福祉会に提出してください。

↓ *不備、書類漏れがあれば、なみはや福祉会から書類の訂正、追加提出を依頼します。

なみはや福祉会において審査、決定します。



審査の結果は施設に通知します。貸付決定の場合は借用証書（様式第6－3号）、振込口座申出書（様式第7号）等を送付しますので、所定の事項を記入し、施設を通じてなみはや福祉会に提出してください。



借用証書等に不備がなければ貸付金を交付します。

[振込後の注意点]

振込後、未就学児を持つ保育士の子ども預かり支援貸付を受けられる方は、就職準備金等実績報告書に、利用した預かり支援事業の領収書等（なければ写し）を添付してなみはや福祉会に送付してください。この貸付を受けられる方は原則として年2回に分けて資金を交付します。資金交付後及び貸付期間満了時に就職準備金等実績報告書に利用料金の支払い及びその金額を確認できる書類（領収書等）を添付してなみはや福祉会に提出してください。

*なお、平成29年4月1日以後で遡及してすでに預かり支援事業を利用された利用料金の貸付けを申請する方は、領収書等料金の確認のできる書類を添付して申請してください。

[申込関係書類の記入に際しての注意点]

- ①文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否

を決定することができませんのでご注意ください。

- ③貸付申請書の「連帯保証人の誓約」は、連帯保証人ご自身による署名捺印をお願いします。
- ④書類が2ページにわたる場合は、A4用紙両面に印刷してください。

【貸付番号】

- ①貸付が決定した方には、貸付番号が付与されます。貸付番号は貸付決定通知書に記載されます。
- ②貸付決定後に提出する届出書類や申請書類には、貸付番号の記載が必要になりますので、貸付決定通知書等の保管は適正に実施するようにしてください。

【各種証明書類について】

- ①貸付の申請や各種届出に際して、添付を求める書類が数多くあります。
勤務先の保育所等を通じて社会福祉法人なみはや福祉会に提出いただくことを原則としておりますので、複数の申込者の書類が混じることや、個人情報を含む書類の紛失等のないように勤務先の保育所等でも十分書類管理に配慮のうえ、提出をお願いします。
- ②必要書類がすべてそろわない場合、貸付申請は受理されませんので、ご了承ください。
- ③貸付額の根拠書類となる保育料決定通知書や領収書、各種証明書は、貸付の返還免除または貸付額の返還が完了するまで、重要な書類となりますので、必ず写しを保管しておいてください。

8 申請・問合せ

～ 大阪市保育人材確保対策貸付事業は、
社会福祉法人なみはや福祉会が実施します ～

社会福祉法人なみはや福祉会

〒543-0001

大阪市天王寺区上本町6-2-26 大和上六ビル7階703号室

TEL 06-6710-4461

FAX 06-6710-4535

ホームページアドレス <http://www.namihaya.or.jp/>